



# 孤立の中で死を待つ人々： 死刑確定者へのアンケート調査結果 から見えてくる日本の死刑制度

## 目次

要旨 .....	2
日本の死刑制度 .....	3
調査方法とデータ .....	6
自由の喪失 .....	8
繋がりの喪失 .....	12
モノとサービスの喪失 .....	17
自主性の喪失 .....	19
安全性の喪失 .....	21
結論 .....	23

(プロフィール)

佐藤舞 (Mai Sato) <sup>1</sup>

CrimeInfo 副代表。2020年8月よりオーストラリアのモナッシュ大学法学部の准教授に就任し、同時にアジアの死刑研究所 Eleos Justice の所長となる。ロンドン大学キングス・カレッジ法科大学院で博士号を取得し、その後、英国オックスフォード大学犯罪学研究所の研究員やレディング大学にて准教授を務めた。著書の一つに『日本の死刑制度：国民は死刑廃止を容認するか？ (The Death Penalty in Japan: Will the Public Tolerate Abolition?)』(Springer, 2014)がある。2015年には、日本の一般市民にとって死刑がどのような意味を持つかを探る社会実験を実施すると同時に、社会実験に関するドキュメンタリー映画「望むのは死刑ですか」を作成するプロジェクトを手がけた。

<sup>1</sup> 謝辞：本論文は、日本弁護士連合会からオーストラリア・モナッシュ大学法学部と特定非営利活動法人 CrimeInfo に対して「死刑確定者に対するアンケート調査」の匿名データ提供が実現したことによって執筆することができた。日本弁護士連合会および同連合会人権擁護委員会には、心から感謝を申し上げる。また、CrimeInfo 代表・田鎖麻衣子氏にはデータ分析および刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に関してアドバイスをいただいた。お礼申し上げる。全国死刑確定者の属性に関するデータの収集および分析をしていただいた中川麻里氏(CrimeInfo リサーチオフィサー)にも感謝する。本論文は、欧州連合代表部(EuropeA id/165565/DD/ACT/JP および no.2021/428-535)の助成を受けたものである。

## 要旨

本論文は、日弁連が死刑確定者に対して行ったアンケート調査のデータに基づいた分析である。法律の規定や法務省または拘置所が公開している情報から浮かび上がる死刑制度ではなく、死刑確定者の「生きられた経験 (lived experience)」を彼らの視点に基づいて明らかにすることが分析の目的である。分析枠組みとして、グレシャム・サイクスが『The Society of Captives: A Study of a Maximum Security Prison』で論じた「拘禁の苦痛(pains of imprisonment)」を死刑確定者の処遇に適用した。本論文では、長期間にわたって単独室で収容されている死刑確定者が「自由の喪失」、「繋がりの喪失」、「モノとサービスの喪失」、「自主性の喪失」および「安全性の喪失」を日々の生活で繰り返し経験しながら自らの死刑執行を待っていることを明らかにする。

## 日本の死刑制度

死刑廃止は世界的な潮流であり、70%以上の国が死刑を法律上または事実上廃止している<sup>2</sup>。日本は、1979年に市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)を批准した。自由権規約6条によると、生命に対する権利の前進という観点から、死刑廃止の重要性は明白に表現されており、同条6項には、規約が「死刑の廃止を遅らせ又は妨げるために援用されてはならない」とされている。自由権規約を批准してから43年間、日本がなぜ死刑廃止に踏み切れないかについて、斎藤健法務大臣は、国民世論と死刑の犯罪抑止力の2つの理由を挙げている<sup>3</sup>。

*世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えています。多数の者に対する殺人や強盗殺人等の凶悪犯罪が、いまだ後を絶たない状況等に鑑みますと、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、死刑を科することもやむを得ないのであり、死刑を廃止することは私は適当でないと考えています。*

国民世論が死刑存置の正当な理由になるかという点に加えて、国民世論を重要視するならば、日本国民がどの程度「死刑もやむを得ない」と考えているかではなく、自由権規約批准国として、日本政府がリーダーシップを発揮して死刑を廃止した場合の国民反応について注目するべきであろう<sup>4</sup>。また、抑止力については、死刑の犯罪抑止力が、「他の刑罰と比べてより効果的である」という科学的に証明されていない仮説が前提となっている。本論文では詳しく言及しないが、日本における殺人発生率は、世界最低レベルであり<sup>5</sup>、さらに、日本の低い殺人発生率は、死刑存置によって保たれているということを示すデータは存在しない。

死刑存置理由の正当性については議論の余地があるが、日本が存置国である事実は変わらない。日本は法律上、19種類の犯罪について死刑を規定しており<sup>6</sup>、人の死が伴わなくても死刑の適用が可能である犯罪が含まれている<sup>7</sup>。この法定刑は、「故意の殺人」を伴う極めて深刻な犯罪に限って死刑適用を許す、という国際基準に反している<sup>8</sup>。しかし、実務上、死刑が適用されるのは殺人と強盗殺人に限られており<sup>9</sup>、1年に平均5人の死刑執行があり(2012-2021)<sup>10</sup>、2022年11月現在、107人の死刑確定者が収容されている。

<sup>2</sup> 「事実上廃止国」とは、死刑制度を存置しているが、過去10年間に執行がなく、死刑執行をしない政策・確立した慣例を持っていると思われる国を指す。Amnesty International ‘Death Penalty’: <https://www.amnesty.org/en/what-we-do/death-penalty/#numbersofdeathsentencesandexecutionseachyear>

<sup>3</sup> 2022年11月11日(金)斎藤法務大臣初登壇後記者会見の概要。CrimeInfo「法務大臣記者会見の要旨(死刑関係)」から閲覧できる。[https://www.crimeinfo.jp/data/houmukaiken/saitou\\_041111/](https://www.crimeinfo.jp/data/houmukaiken/saitou_041111/)

<sup>4</sup> 国民世論と死刑については、佐藤舞&ポール・ベーコン「世論という神話:日本はなぜ、死刑を存置するのか[改訂版]」を参照されたい。同論文はCrimeInfoのウェブサイトから閲覧できる。<https://www.crimeinfo.jp/articles-dissertations-books/aper-collections/>

<sup>5</sup> 日本のUN Office on Drugs and Crime’s International Homicide Statistics database ‘International homicides (per 100,000)’ <https://data.worldbank.org/indicator/VC.IHR.PSRC.P5?end=2020&most-recent-value-desc=true&start=1990&view=chart>

<sup>6</sup> 死刑を法定刑に定める罪は、CrimeInfoのウェブサイトから閲覧できる。<https://www.crimeinfo.jp/data/law/>

<sup>7</sup> 内乱罪(刑法77条)、外患誘致罪(刑法81条)、外患援助罪(刑法82条)、現住建造物等放火罪(刑法108条)、激発物破裂罪(刑法117条)、現住建造物等浸害罪(刑法119条)、爆発物使用罪(爆発物取締罰則1条)。

<sup>8</sup> 自由権規約の第6条2項は、死刑適用を「最も重大な犯罪」に制限している。「最も重大な犯罪」は、国連人権委員会が「故意の殺人(intentional killing)」と解釈している。UN Human Rights Committee (2018) ‘General comment No.36 (2018/2019) on article 6 of the International Covenant on Civil and Political Rights, on the right to life’: <http://www.ohchr.org/en/calls-for-input/general-comment-no-36-article-6-right-life>

<sup>9</sup> CrimeInfo「死刑確定者全リスト」[https://www.crimeinfo.jp/data/dplist/dplist\\_all/](https://www.crimeinfo.jp/data/dplist/dplist_all/)

<sup>10</sup> CrimeInfo「死刑執行数」<https://www.crimeinfo.jp/data/toukei/execution/>

日本の死刑執行方法は、絞首と決められている<sup>11</sup>。死刑に立会うことができるのは、検察官、検察事務官、刑事施設長(またはその代理)に限られているため<sup>12</sup>、どのように死刑執行が行われているのかについての情報が乏しい。2010年に千葉景子元法務大臣が、刑場を報道陣に公開したのを最後に、死刑執行に関する情報はほとんど公開されていない。死刑執行のプロセスが明らかにされていない中、絞首刑の合憲性という観点から日本の死刑制度を批判する動きもあったが、最高裁判所は1948年、1955年、1961年の大法廷判決において、絞首刑という執行方法も含めて、死刑は憲法36条で禁じられている「残虐な刑罰」にあたらないと判断している。以来、これらの判例が踏襲されている<sup>13</sup>。

死刑という刑罰は犯罪者を国が殺す刑罰だが、日本の死刑は、死刑確定者になってから死刑執行されるまで、長い期間収容される現実がある。過去10年間(2012-2021)で、死刑執行された人の平均収容期間は7年10ヶ月である<sup>14</sup>。まだ死刑執行されていない死刑確定者の平均収容期間は、約14年半である<sup>15</sup>。よって、「執行された死刑確定者」と「執行が行われていない死刑確定者」の間には、収容期間に大きな差がある。いずれにせよ、執行を待つ死刑確定者が、長期間どのような環境で死刑執行という運命と向き合っているかを理解するのは、人権、ガバナンス、学術的観点から極めて重要な課題であることは明らかである。

ところで日本は自由権規約<sup>16</sup>に加え拷問等禁止条約を批准しているが、拷問は、国際慣習法で禁止されている。国際慣習法とは、批准などの手続きを行った国だけに適用される条約と違い、すべての国々に普遍的に適用される。よって、死刑は生命に対する権利の例外であるという立場をとることで死刑制度を維持している国であっても、その国の死刑制度が「拷問」に値すると考えられる場合は、国際慣習法に反していることになる<sup>17</sup>。よって、死刑制度を存置する国にとって、死刑執行方法だけでなく、執行前の死刑確定者の処遇が拷問または非人道的な又は品位を傷つける取り扱いにならない制度とすることが要求されることになる<sup>18</sup>。

特に死刑確定者の処遇で問題になるのが「死の順番待ち現象 death row phenomenon」であり、これは1)残虐な処遇の中、2)執行を待つという苦痛に、3)長期間置かれること意味する。このような処遇に該当する「死の順番待ち現象」は、国際法で拷問または非人道的なもしくは品位を傷つける取り扱い又は刑罰に値する<sup>19</sup>。「残虐な処遇」の例としてよく挙げられるのが単独室収容(solitary confinement)である。国連拷問禁止委員会は、「感覚の剥奪とコミュニケーションのほぼ完全な禁止は、拷問に相当する永続的で不当な苦痛を与える」と説明し、15日を超える単独室利用を禁じている<sup>20</sup>。また、「執行を待つ苦痛」とは自ら防ぐことのできない肉体的苦痛を長期間待つ状態を指し、精

<sup>11</sup> 刑法第11条。

<sup>12</sup> 刑事訴訟法477条。その他の立会いは、検察官または刑事施設の長の許可を受けた者でなければ、刑場に入ることができない。

<sup>13</sup> 平成25年(あ)第1329号 現住建造物等放火、殺人、殺人未遂被告事件 平成28年2月23日第三小法廷判決を参照。[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/793/085793\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/793/085793_hanrei.pdf)

<sup>14</sup> CrimeInfo 'Imposition of the death penalty and its impact: Japan' <https://www.crimeinfo.jp/wp-content/uploads/2022/07/Imposition-of-the-death-penalty-and-its-impact-Japan-29-April-2022.pdf>

<sup>15</sup> CrimeInfo「死刑確定者リスト」から算出。<https://www.crimeinfo.jp/data/dplist/>

<sup>16</sup> 自由権規約第7条は拷問又は残虐な刑罰を禁止している。

<sup>17</sup> さらに、日本政府は、1999年に拷問等禁止条約(拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約)を批准している。自由権規約の7条も、拷問又は非人道的な刑罰を禁止している。

<sup>18</sup> 死刑と拷問の関係性は、死刑確定者の処遇以外にも、被疑者に対しての警察の取り調べで起こる拷問、また死刑判決後から刑が確定するまでの期間も拷問が起こる可能性がある。

<sup>19</sup> UN Human Rights Council, High-level panel discussion on the question of the death penalty: Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights, UN Doc A/HRC/36/27, 2[3].

<sup>20</sup> UNGA, Report of the Committee Against Torture, A/56/44, para 186 (case of Peru)。他にも UN General Assembly, Torture and other cruel, inhuman or degrading treatment or punishment (Interim report of the

精神的拷問に値する場合がある<sup>21</sup>。最後に精神的拷問に該当するような「長期間」死刑執行を待つ期間として、ヨーロッパ人権裁判所は6-8年<sup>22</sup>を、また 英国枢密院は5年を超える期間をあげている<sup>23</sup>。

日本の死刑確定者の処遇に国際基準を当てはめると、「死の順番待ち現象」に当てはまる可能性を否定できない。収容期間に関しては、上記の死刑執行されていない死刑確定者の平均収容期間は、国際基準のほぼ倍である。また、死刑確定者は、死刑執行の数時間前まで自分の死刑執行を知らされない。言い換えれば、死刑確定者は、「自分が執行されるかもしれない」という可能性と毎日向き合っているのである。この運用に関して法務省は、執行の当日に告知するのは、死刑確定者の「心情」に配慮しているからであると主張している<sup>24</sup>。最後に、死刑確定者の具体的な処遇は明らかにされていないが、2006年に施行された「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」から、死刑確定者の処遇を垣間見ることができる。死刑確定者は、昼夜にわたり単独室に収容されることを規定している(第36条)<sup>25</sup>。よって、法律の規定や法務省または拘置所が公開している情報から見た日本の死刑制度は、拷問または非人道的な又は品位を傷つける刑罰でないと断言できる制度(そのような制度が存在すると仮定するならば)とは程遠い運用となっている。

米国の犯罪学者グレシャム・サイクスは、代表作である『The Society of Captives: A Study of a Maximum Security Prison(1958)<sup>26</sup>』で「拘禁の苦痛(pains of imprisonment)」という表現を用いて、受刑者が経験する5つの「苦痛(pain)」を描いている<sup>27</sup>。同書の出版から60年以上たった現在でも、サイクスの苦痛に関するフレームワークを様々な受刑者に適用している犯罪学者が数多くいる<sup>28</sup>。本論文は、死刑が執行されるかもしれないという思いを日々抱えながら、長期間にわたって単独室で生活する死刑確定者の「苦痛」に調査の分析を通じて迫る。

Special Rapporteur of the Human Rights Council on torture and other cruel, inhuman or degrading treatment or punishment), A/66/268, 9[26]を参照。

<sup>21</sup> John D. Bessler (2019) 'Torture and Trauma: Why the Death Penalty Is Wrong and Should Be Strictly Prohibited by American and International Law', *Washburn Law Journal* 57-58.

<sup>22</sup> European Court of Human Rights, *Soering v. the United Kingdom*, 14038/88, 11 E.H.R.R. 439, para 111. この判決では、死刑自体が生命の権利を定めるヨーロッパ人権条約 2 条に反するわけではないが、死刑執行を待ちながら長期間収容されることは、「拷問または非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは 刑罰を受けない」と定める同 3 条に反するとしている。

<sup>23</sup> *Pratt and Morgan v. The Attorney General for Jamaica* [1993] UKPC 1.

<sup>24</sup> CrimeInfo「令和 3 年 12 月 21 日(火)法務大臣臨時記者会見の概要」[https://www.crimeinfo.jp/data/houmukaiken/furukawa\\_031221/](https://www.crimeinfo.jp/data/houmukaiken/furukawa_031221/)

<sup>25</sup> 他の被収容者と居室外においての接触については、死刑確定者の「心情の安定」を得られ(第 32 条)、処遇の原則に照らして有益と認められる場合には可能とされている(第 36 条)。

<sup>26</sup> 日本語訳として、長谷川永・岩井敬介共訳『囚人社会』(日本評論社、1964 年)が刊行されているが、本論文では原著を参照している。

<sup>27</sup> サイクスが刑務所生活の中で特定した5つの苦痛は、(1) 自由の喪失、(2) モノとサービスの喪失、(3) 異性関係の喪失、(4) 自主性の喪失、(5) 安全性の喪失である。Gresham Sykes (1958/2007) *The Society of Captives: A Study of a Maximum Security Prison*, Princeton University Press.

<sup>28</sup> 例えば、Ben Crewe, Andrew Goldsmith, and Mark Halsey (eds.) (2022) *Power and Pain in the Modern Prison*, Oxford University Press がある。第 7 章は、日本の高齢化する受刑者について分析している。詳しくは、John Pratt & Yoko Hosoi "No country for Old Men": Changing Prison Demographics and the Pains of Imprisonment' (pp.133-151)を参照。

## 調査方法とデータ

本論文は、日本弁護士連合会(日弁連)が、全国の死刑確定者を対象として行ったアンケート調査のデータを二次分析したものである<sup>29</sup>。分析に利用した調査は、2020年12月3日時点で判明していた全国の死刑確定者108人に、調査協力の依頼書と調査票<sup>30</sup>を送付して実施した自記式の郵送調査である<sup>31</sup>。死刑確定者108人のうち、70人が2021年3月末までにアンケート調査に回答し、返信した。そのうち2名については、矛盾した回答が多いなどのため<sup>32</sup>、分析から除外し68人を有効回答者とした。よって、有効回答率は63%となる。

本調査における回答者に関して性別、年代、収容期間を整理したのが表1である。回答者の性別は、大多数(91%)が男性であり、これは全国死刑確定者の性別の分布と同じである。回答者の年代構成は、20歳代はゼロで、30歳代が12%、40歳代から50歳代が42%、60歳台以上が47%となり、中高年層から構成されている<sup>33</sup>。全国死刑確定者の年代分布と比べると、80代以上の回答者の比率が少し低くなっている。また、回答者の収容期間の分布は、全国死刑確定者の収容期間の分布と異なる。他方で、他の属性(性別、年齢、収容施設)は、本調査と全国死刑確定者の分布が近いことから、収容期間に関する設問は<sup>34</sup>回答者が正しい日づけを記入していない可能性が想定できる<sup>35</sup>。よって、回答者が記入した収容期間の変数は本論文の分析に利用していない。最後に、全国死刑確定者のうち9人が外国籍だが<sup>36</sup>、本調査では国籍を問う設問はない。よって、回答者のうち何人が外国籍か把握できないが、自由記述の回答から、少なくとも3人は、日本語が母国語でない回答者と想定される。

本調査は、法務省矯正局の許可と協力により実施できた調査である。日弁連が、調査票と返信用封筒を死刑確定者に個別に郵送し、調査に協力した回答者は、日弁連に回答済み調査票を直接返送する調査方法であるが、法律上、刑事施設は死刑確定者が発受する信書を検査することができる<sup>37</sup>。回答者の1人は、記入した調査票に封をしてはいけないと指示を受けたことを、自由記述欄に記入している<sup>38</sup>。全ての拘置所で、本調査が検査の対象となったかは確認できないが、「拘置所での生活に

<sup>29</sup>分析に利用したデータは、個人が特定できる情報が匿名化されている。データ提供先は、オーストラリア・モナッシュ大学法学部と特定非営利活動法人 CrimeInfo である。日弁連が、死刑確定者を対象として行うアンケート調査は、本調査が3回目であり、前回の調査からは約10年が経っている。1回目のアンケート調査は2006年1月に、2回目は2009年12月から2010年2月に行われた。第1回と第2回の調査結果に加えて、今回の第3回の調査の結果は、下記のサイトの「死刑確定者の処遇状況に関するアンケート」に掲載されている。<https://www.nichibenren.or.jp/document/statistics/questionnaire.html>

<sup>30</sup>本調査の調査票は、下記の日弁連ホームページから閲覧できる。[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba\\_info/publication/data/shikei\\_syoguu\\_q2021.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/publication/data/shikei_syoguu_q2021.pdf)

<sup>31</sup>本調査の分析に関して、オーストラリア・モナッシュ大学の倫理審査委員会の審査を受け、許可を得ている(Monash University Human Research Ethics Committee: Protocol Number: 29678)。

<sup>32</sup>分析から除外した2名は、設問間で矛盾した回答を繰り返したり、記述式の設問では設問の主旨と異なる記述が多かった。このような回答状況から、死刑確定者の中には、設問の内容を把握できない者も収容されていることが示唆され、精神状態が心配される。

<sup>33</sup>刑務所に収容されている受刑者の高齢化は、日本の刑務所の特徴の一つであり、死刑確定者に限られたことではない。

<sup>34</sup>収容期間に関する設問は、「最後に受けた判決の年月日を教えてください」と記載されている。

<sup>35</sup>死刑が確定した日は、記述ミスのほか、死刑判決が確定した日ではなく他の日づけ(例えば、第一審の判決の日づけや、再審請求や国家賠償請求訴訟等に関する日づけ)を間違えて記入した可能性が考えられる。

<sup>36</sup>CrimeInfo「死刑確定者全リスト」[https://www.crimeinfo.jp/data/dplist/dplist\\_all/](https://www.crimeinfo.jp/data/dplist/dplist_all/)

<sup>37</sup>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第127条:「刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、受刑者が発受する信書について、検査を行わせることができる。」

<sup>38</sup>この回答者は、以下の通り述べている。「私は、[XX]拘置所に収容されている死刑囚ですが、今回、アンケート用紙に記入して、発言する際、こちらで封筒の封をして出しているのか、職員の人に尋ねた所、中に別の物が入っていないか確認するため、封をしてはダメとのことでしたので、では、私の目の前で、職員の人を確認してから、その場で封をすればいいのではないかと聞きましたが、上に人に確認したところ、それはダメとのことでしたので、結局はアンケートに記入した内容まで知られてしまうことになりますので納得

おいてつらいこと、困ること、ストレスを感じることに」についての設問に対して、2名の回答が削除された状態で日弁連に戻ってきたことが報告されている<sup>39</sup>。この対応について日弁連は、「抹消された記載の内容を知り得ないため断定はできないが、当連合会宛に発信されるアンケートの回答が抹消の許される内容（[刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律<sup>40</sup>]第141条、第129条第1項）に該当するとは考え難く、このような措置には疑問が残る<sup>41</sup>」としている。また、今回の調査で「拘置所の生活において、気になる点」や「逮捕から現在までを振り返って、差別や嫌な経験」についての設問に関して、「これからの生活に影響あっても嫌なので書きたいけどやめときます」、「書けません」、「気になる点はあるが・・・」と記入した回答者も存在し、アンケート調査への回答が、刑事施設の検閲対象になることを想定していることが窺える。

表 1：本調査の回答者と全国死刑確定者の比較

	本調査 (68人)	全国死刑確定者 (108人)
性別	男性	91%
	女性	7%
	その他・答えたくない	1%
年代	20歳代	0%
	30歳代	12%
	40歳代	18%
	50歳代	24%
	60歳代	18%
	70歳代	26%
	80歳代以上	3%
収容期間	0～4年	19%
	5～9年	18%
	10～14年	19%
	15～19年	16%
	20年以上	14%
	無回答	13%

注:

- 2020年12月3日時点で判明していた全国の死刑確定者108人である。
- 全国死刑確定者の「性別」と「収容期間(死刑判決が確定した日からアンケートの回答締切日までの期間)」は、CrimeInfoの「死刑確定者全リスト」のデータを活用した。
- 全国死刑確定者の「年代」は、年報・死刑廃止編集委員会「加藤智大さんの死刑執行 年報・死刑廃止2022」(インパクト出版会、2022年)に掲載されている生年月日に加え、事件の報道から生年月日を類推した。
- 本調査の「収容期間」において、無回答の回答者を除いた割合は、0～4年が22%、5～9年が20%、10～14年が22%、15～19年が19%、20年以上が17%になっている。
- 四捨五入により、合計は100%にならない箇所がある。

できません。」

<sup>39</sup> 1名については回答の一部が削除、もう1名についてはこの設問に対する回答全てが削除されていた。日弁連のアンケート調査の報告書(p.37)を参照。下記の日弁連のホームページから報告書は閲覧できる。[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba\\_info/publication/data/shikei\\_syoguu\\_a2021.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/publication/data/shikei_syoguu_a2021.pdf)

<sup>40</sup> 筆者が補った文字を[ ]で示している。

<sup>41</sup> 日弁連のアンケート調査の報告書(p.37)を参照。

## 自由の喪失

サイクスは、「拘禁は苦痛である」<sup>42</sup>と断言し、大きく5つの苦痛を特定した。

それらは、「自由の喪失 (deprivation of liberty)」、「モノとサービスの喪失 (deprivation of goods and services)」、「異性関係の喪失 (deprivation of heterosexual relationships)」、「自主性の喪失 (deprivation of autonomy)」、「安全性の喪失 (deprivation of security)」である。現場調査を行った米国ニュージャージー州刑務所で、サイクスが発見した受刑者の苦痛が、日本の死刑確定者にそのまま当てはまると言う訳ではない。本論文では、サイクスの分析枠組みに基づいて死刑確定者の苦痛を分類し、彼らの「生きられた経験(lived experience)」をより明らかにすることが目的となる。

死刑確定者が経験する苦痛のうち、最も明確な苦痛は「自由の喪失」であろう。前述の通り、死刑確定者は昼夜にわたり単独室に収容されることが法律で定められている<sup>43</sup>。ただ、面会、診察、運動、入浴、宗教教誨など、居室外での用事があるときは、居室から出ることができる<sup>44</sup>。しかしこれらの居室外で行なわれる活動のうち面会、診察、宗教教誨は、外部の人との接触する機会であり、また運動や入浴は個別に行なわれるため、死刑確定者にとって他の被収容者と接触する機会はない。他の被収容者と居室外で接触する機会は、法律上、死刑確定者の「心情の安定」が得られかつ処遇の原則に照らして有益と認められる場合に限り可能とされている<sup>45</sup>。しかし、本調査では過去1年間<sup>46</sup>、死刑確定者が他の被収容者と過ごすことがあったかを尋ねたが、「覚えていない」と回答した1人を除いてすべての死刑確定者が「なかった」と回答している<sup>47</sup>。よって、他の被収容者との接触は法律上可能とされているものの、他の被収容者との接触機会が設けられている形跡はない。面会や診察等での外部の人との接触以外は、単独室から出ているときも施設の監視のもと、死刑確定者は単独で過ごしているといえよう。

他の被収容者と接触がない死刑確定者が、人と接触できるのは、面会、診察、宗教教誨等の機会においてである<sup>48</sup>。本調査で外部交通(面会・文通)が認められている人の有無を尋ねたところ、1人を除く全ての回答者(67人)が「いる」と回答しており、外部交通が許可されている相手(複数回答)は、多い順に「家族・親族(58人)」、「弁護士(56人)」、「知人・友人(46人)」、「その他(10人)」という結果であった。また、表2の通り、外部交通が許可されている人数を5人単位で区分した場合の最頻値は、1~5人だった(s.d.12.8; 5人単位で区分する前の平均値は11人)。男女別に外部交通が許可されている人数を見ると、女性死刑確定者(n=4人; 平均値21人)の方が男性死刑確定者(n=57人; 平均値11人)に比べて多くなっている。しかし、女性の回答者数の数(4人)は男性(57人)に比べて少ないため、数値の比較には留意が必要となる。年齢別に外部交通が許可されている人数をみると、死刑確定者の30~50代は、1人あたり平均値12~18人の外部交通が認められているが、60~70代は平均値

<sup>42</sup> Gresham Sykes (1958/2007) *The Society of Captives: A Study of a Maximum Security Prison*, Princeton University Press, p78.

<sup>43</sup> 回答者の1人は、単独室での生活を以下の通り表現している。「外の景色が、全く見えず、空だけが、時々見られる生活なので、緑の木々や花を見て、心を穏やかになれたらと思う。」

<sup>44</sup> 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の第57条(運動)・第59条(入浴)・第62条(診療等)・第120条(面会の相手方)。

<sup>45</sup> 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の第32条(死刑確定者の処遇の原則)および第36条(死刑確定者の処遇の態様)。

<sup>46</sup> 過去1年間とは、2019年12月から2020年11月までである。

<sup>47</sup> 他の被収容者と過ごした具体例として「入浴時」という回答があったが、これは集団処遇のために、死刑確定者に対して他の被収容者と接触する機会を設けたのではなく、付随的に他の被収容者と入浴時に同じ空間に居合わせた可能性が高い。

<sup>48</sup> 診察を含む健康面に関する処遇については「モノとサービスの喪失」の節で、宗教教誨については「繋がり喪失」の節で取り上げる。



が1人あたり7～9人と少なくなる<sup>49</sup>。

法律上、外部交通の人数に制約はないが、死刑確定者は拘留所から許可された相手としか外部交通ができない。拘留所が許可する基準として、「死刑確定者の親族」、「面会により死刑確定者の心情の安定に資すると認められる者」または「用務の処理<sup>50</sup>」と規定されている<sup>51</sup>。過去3年間<sup>52</sup>に、外部交通が認められる人に関して「変更や追加」を申請した経験について尋ねると、申請した死刑確定者(n=40)のうち、9人のみが「申請して許可された」と回答している<sup>53</sup>。外部交通者の変更や追加の対象者がどのような人物であったかに関して本調査からはわからないが、変更や追加が許可される頻度が少ないことが確認できる。外部交通の制限に関しては、他の設問に対する回答でも確認できた。例えば、拘留所での生活において、「つらいこと、困ること、ストレスを感じることを」尋ねた設問の自由記述では、「とにかく外部交通の制限が厳しすぎる」、「外部交通権の制限が非常に厳しいのが最大のストレス要因」、「信書や面会について友人・知人が認められないこと」など、外部交通に関する苦痛を述べる回答者が数多く確認できた。回答者の1人は、外部交通追加申請の経験を以下のように述べている。

面会者は友人1名のみ。コロナ禍で失職し、3月3日以来面会ゼロ。そこで11年間、毎月現金・切手を差入れて呉[く]<sup>54</sup>れる方の2度目の外部交通追加申請[を]したが、不許可とされた。よって現在誰とも面会できず困っている。

さらに、手紙の受取に関する設問では、過去1年間で、手紙の受け取りが禁止されたことがあった回答者は59%(40人)<sup>55</sup>で、そのうち5人は手紙の受け取りが禁止された差出人の名前が「告知されなかった」と回答している。また、過去1年間に手紙の一部が読めないように消されていたことがあるかを尋ねたところ、22%の回答者が「あった」と回答している<sup>56</sup>。

表2：外部交通が許可されている人数の分布

外部交通が許可されている人数	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	45～50	51～55	56～59
回答者数	24人	17人	9人	5人	0人	0人	1人	1人	1人	1人	1人	1人

注：無回答者(6人)と外部交通が1人も許可されていない者(1人)を除いた61人の回答。

<sup>49</sup> 年代別の分布は、30代(n=7; 平均値12人)、40代(n=11; 平均値12人)、50代(n=15; 平均値18人)、60代(n=9; 平均値9人)、70代(n=17; 平均値7人)、80代(n=2; 平均値12人)となっている。80代の平均値は12人だが、80代回答者は2人のみであることに留意する必要がある。

<sup>50</sup> 「用務の処理」に関しては、「婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の死刑確定者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者」と規定されている。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の第120条1項2号。また120条2項には、1項各号記載の者以外の者について、一定の条件のもと、裁量によって面会を許すことができると規定している。

<sup>51</sup> 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の第120条(面会の相手方)。

<sup>52</sup> 過去3年間は、「2018年1月から現在まで」と調査票に記載されている。調査実施期間については、「調査方法とデータ」の節を参照。

<sup>53</sup> 「申請しなかった」と「無回答」および「覚えてない」を選択した者を除いた数値。

<sup>54</sup> 自由記入に関して、筆者が補った文字を[ ]で示している。以下同じ。

<sup>55</sup> N=63。「無回答」、「覚えていない」を選択した回答者を除いた割合。

<sup>56</sup> N=59。「無回答」、「覚えていない」を選択した回答者を除いた割合。

運動と入浴<sup>57</sup>は、単独で行なわれる活動のため、職員以外の人との接触はないが、単独室の外に出られるという意味では、死刑確定者にとって重要な時間である。特に運動は、単独室で昼夜過ごす死刑確定者にとって、体を動かす貴重な活動である。法律上、健康を維持するために「できるだけ戸外」での運動の機会を与えるとの規定が設けられている<sup>58</sup>。本調査では過去1年間で利用した運動場所とその広さについて尋ねている。それによると、外(「屋上」または「屋上以外の室外」)で運動する機会があったとした死刑確定者は大多数で、室内での運動を経験した者が約半数であった。屋上や屋上以外の室外の運動場所の広さは、室内の運動場所より少し広く、最頻値4~5畳であった。他方で、過去1年間に室内の運動場所しか経験していない者、つまり1回も屋上または屋上以外の室外を利用していない者も10%存在した。また、室内の運動場所の広さは本調査によると、最頻値は3~4畳<sup>59</sup>であり、この広さは死刑確定者が収容されている単独室の広さと同じである<sup>60</sup>。以上によると、人数は少ないが死刑確定者の10%は、特別な事情(入院等)で施設の外に出る機会がない限り、運動の際も外の空気に全く触れない処遇を受けていることになる。

死刑確定者に上記のような運動環境に関する満足度を5段階のリッカート尺度で尋ねたところ、50%が「不満だ」または「とても不満だ」と回答し<sup>61</sup>、「とても満足している」または「満足している」と回答した死刑確定者は14%に過ぎなかった<sup>62</sup>。具体的にどのような点が不満かを自由記述で尋ねたところ、運動場所の狭さと運動器具の不備に関するものが多く寄せられた。「広い場所で歩いてみたい、ジョギングしてみたい」、「狭い。縄跳びしかない。空しか見えない、話し相手がいない」、「せますぎて走ることもできないし歩くのもきびしい」、「居室とほぼ同じで、室内体操のような運動以外は何もできない」という声によると、法律の規定通りの運動の機会を提供されてはいるものの、実際に与えられている運動「場所」は、運動するには適していない環境であるということが明らかになる。また、運動場所の環境として、「上に金網があり圧迫感がある」、「外の景色が見えない」、「壁が高く狭いため、ほとんど1年中(7月の夏以外)日光が入らないので日光に当たる機会が1年中ほとんどない」、「裸足で土の上を歩きたい…土がなく、鳥籠の中で運動をしている感じがする」という声から判断すると、運動場所の提供は、本来、心と体の健康維持のために行うという趣旨であるが、現実はそのから逸脱し、運動に関する国内法および国際基準<sup>63</sup>を、表面上ギリギリ遵守している処遇と評価できよう。

サイクスは、「受刑者の自由の喪失は二重である。まず、第一に施設への収容によるもの、そして第二に施設内での閉じ込めによるもの」と分析している<sup>64</sup>。本調査からも、死刑確定者は、限られた外部交通に関する規則と運用によって、自分が刑事施設に収容されていることを痛感し、施設内では狭い運動場所以外は単独室での処遇という環境におかれ、まさに二重の「自由喪失」の中で生活して

<sup>57</sup> 入浴については、本調査の設問に入っていないが、自由記述でシャワーの時間が3~4分と決められていることに対して時間が短いという意見があった。

<sup>58</sup> 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の第57条。

<sup>59</sup> 室内の運動場所の広さが1~2畳という回答もあったが、4畳より広い室内の運動場所は回答になかった。

<sup>60</sup> 本調査で単独室の広さについての設問はなかったが、以前に日弁連が死刑確定者に対して行った調査では、単独室の大きさは、ほとんどが4畳間(3畳間+1畳の板敷きトイレ・洗面所)であった。2004年に日弁連が死刑確定者に対して実施したアンケート調査結果は、日弁連のホームページから閲覧できる。[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba\\_info/publication/ata/shikei\\_syoguu\\_a2006.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/publication/ata/shikei_syoguu_a2006.pdf)

<sup>61</sup> 無回答および「その他」を選択した回答者を除いた割合。

<sup>62</sup> 「どちらとも言えない」と回答した死刑確定者は36%だった。

<sup>63</sup> 被拘禁者処遇に関する国際基準の1つにネルソン・マンデラ・ルールズが存在する。日本語訳はPenal Reform Internationalのウェブサイトから閲覧できる。<https://cdn.penalreform.org/wp-content/uploads/2021/09/Nelson-Mandela-Rules-Japanese-final-5.pdf>

<sup>64</sup> Gresham Sykes (1958/2007) *The Society of Captives: A Study of a Maximum Security Prison*, Princeton University Press, p.65.

いる。さらに、死刑確定者は、死刑確定者としての立場を恥じ、他の被収容者たちと区別されている処遇に苦痛を感じている。「[死刑]確定囚の扉には、「単独開閉禁止」プレート[が]貼られていて、「死刑囚」だ！！と知る人は知って[い]るらしいので、そのプレート[の]扱い方変えてほしい。[他の]受刑者(衛生係)にじろじろ見られるのがものすごくストレスを感じる」<sup>65</sup>という声は、刑事施設に収容されることによる社会からの排除に加え、施設内でも死刑確定者という「スティグマ」(望ましくないラベルとしての烙印)を感じて生活していることが表現されている。

<sup>65</sup> 「拘置所の生活において辛いこと、困ること、ストレスを感じることはありますか」という設問に対する回答。

## 繋がりの喪失

サイクスは、拘禁による5つの苦痛の1つに「異性関係の喪失」をあげている<sup>66</sup>。彼がフィールドワークを行った刑務所は、夫婦面会が許されていない男性刑務所であり、女性と接することができない苦痛を明らかにしている。サイクスの描く苦痛は、日本の死刑確定者にも当てはまると想定できるが<sup>67</sup>、本節では、異性関係より広い視点として、他者との「繋がりの喪失」という観点から、死刑確定者の苦痛を取り上げる。前節で、外部交通が許可されている人の人数やその制限に関して言及したが、本節では、外部交通一特に外部の人と会話ができる面会一が実際にどの程度行われているのかに焦点を当てる。また、死刑確定者は、誰とどのくらいの頻度で接していて、その繋がりをどのように受けとめているのか、また過去1年間で面会の機会がなかった回答者は、このことをどのように受け止めているのかを検討する。

外部交通が認められている回答者のうち、誰との外部交通が認められているかを前節で分析した。表3は、外部交通が許可されている人と過去1年間、実際に面会や文通をした機会について尋ねた結果である。外部交通が許可されている人数に比べて実際に面会した人数を分析すると、「家族・親族」と「知人・友人」に関しては約半数程度と少なくなっている。他方で、弁護士と外部交通が許可されている死刑確定者のうち、実際に過去1年間で弁護士と面会した者は約7割であった。よって、外部交通が認められている人に対して、実際に面会している割合が一番高いのは家族・親族や知人・友人ではなく、弁護士だということがわかる。

文通に関しては、「家族・親族」、「知人・友人」、「弁護士」、「その他」のいずれのも外部交通が許可されている人の多数と連絡をとっている(表3参照)。ただし、文通を送った回数と受け取った回数の平均を比べると、「家族・親族」、「知人・友人」、「弁護士」、「その他」のいずれも、死刑確定者が送信している回数が、受信の回数を上回った。例えば、家族・親族との文通は<sup>68</sup>、死刑確定者の過去1年間の平均送信回数が35通であるのに対して、平均受信回数は18通だった<sup>69</sup>。また、「その他(家族・親族、知人・友人および弁護士以外の人)」と文通した人数が、外部交通の許可を得ている人数より多くなっているのは、人権団体等から死刑確定者全員に送られている資料など(例えば、日弁連からの本調査参加のお願い)を含んだ回答ではないかと考えられる(表3)。

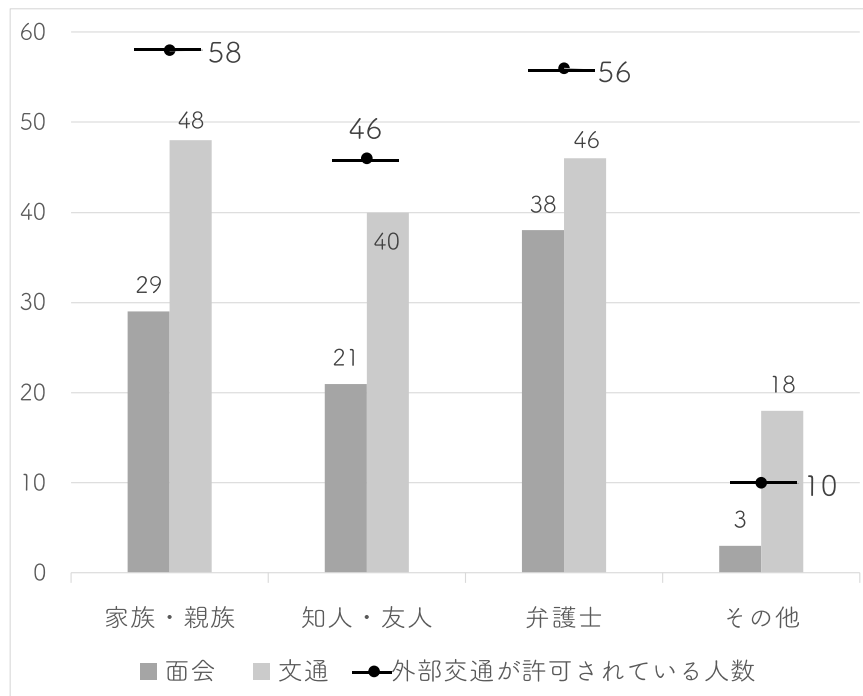
<sup>66</sup> Gresham Sykes (1958/2007) *The Society of Captives: A Study of a Maximum Security Prison*, Princeton University Press, p.71.

<sup>67</sup> 本調査では、異性関係の喪失について質問していない。また、自由記述の解答でも、異性関係の喪失について直接述べてあるものはなかった。

<sup>68</sup> 過去1年間で、1,402通もの手紙を「家族・親族」から受信したと記入した回答者1人は、分析から削除している。

<sup>69</sup> 知人・友人との文通は、平均送信数が28通なのに比べて平均受信数は20通だった。弁護士との文通は平均送信数が15通に対して平均受信数が14通となっている。

表3:外部交通が許可されている人数に対する外部交通の有無



注:

- 2019年12月から2020年11月までの期間の「面会」と「文通」を尋ねた。
- 「面会」は、実際に面会をしたと回答した者の人数。
- 「文通」は、実際に手紙のやり取りをしたと回答した者の人数。手紙の受信・送信の区別はつけていない。
- 「外部交通が許可されている人数」は「現在(2020年12月)」の段階で、外部交通が認められている人数。

表3では、外部交通が実際に行われた回数を分析したが、外部交通が認められている死刑確定者の中には、過去1年間1回も面会がなかった死刑確定者が14人いた<sup>70</sup>。この14人のうち、13人は家族・親族と、7人は知人・友人と、10人は弁護士と、2人は「その他」の人とそれぞれ外部交通が認められていた。外部交通が認められていたが、過去1年間、誰とも面会がなかった死刑確定者14人のうち7人は、この期間に宗教教誨を受けているが、そのうちの6人は宗教教誨を希望せず、受けていない<sup>71</sup>。よって、この6人は、過去1年間に外部の人と接する機会が一切なかったと推測できる。次に、この死刑確定者14人が「最後」に面会したのはいつだったかを尋ねた。それによると、家族・親族との最後の面会のうち最も古いのは1998年であった<sup>72</sup>。同様に、知人・友人または弁護士との最後の面会のうち最も古いのは、2000年であった<sup>73</sup>。

過去1年間、誰とも面会機会がなかった死刑確定者14人は、どのような理由で外部交通がなかったのか。彼らは、家族・親族との面会がなかった理由を、以下のように回答している。

<sup>70</sup> さらに、過去3年間で面会および手紙のやり取りをしたことのない死刑受刑者は3人いた。

<sup>71</sup> 外部交通が認められているが1年間誰とも面会がなかった死刑確定者は14人だが、そのうち1人は宗教教誨に関する質問に無回答のため、合計は13人になっている。

<sup>72</sup> 「覚えていない」と「面会していない」を除く。

<sup>73</sup> 「覚えていない」と「面会していない」を除く。

父・母は20年前に他界、弟は自殺した。前妻は逮捕されたときに留置場に一度面会にきたきりで、後は一度もない。後妻は(息子11カ月・娘3歳)の2人がいたので、[来]ていない。その子供たちが大きくなり、警察官の試験を受けたけれど、私が「死刑囚」だったのではねられた。だから誰もきません。

1人は行方不明、1人は6年前から音信不通、1人はもともと音[信]なし。

2019年から姉90歳[が]入院し、娘も来なくなった。

全員自国にいたので、手紙もたまにだけです。

家族で住所を知る者は1人のみ。基の他の家族は私からの手紙の受取を拒否している。

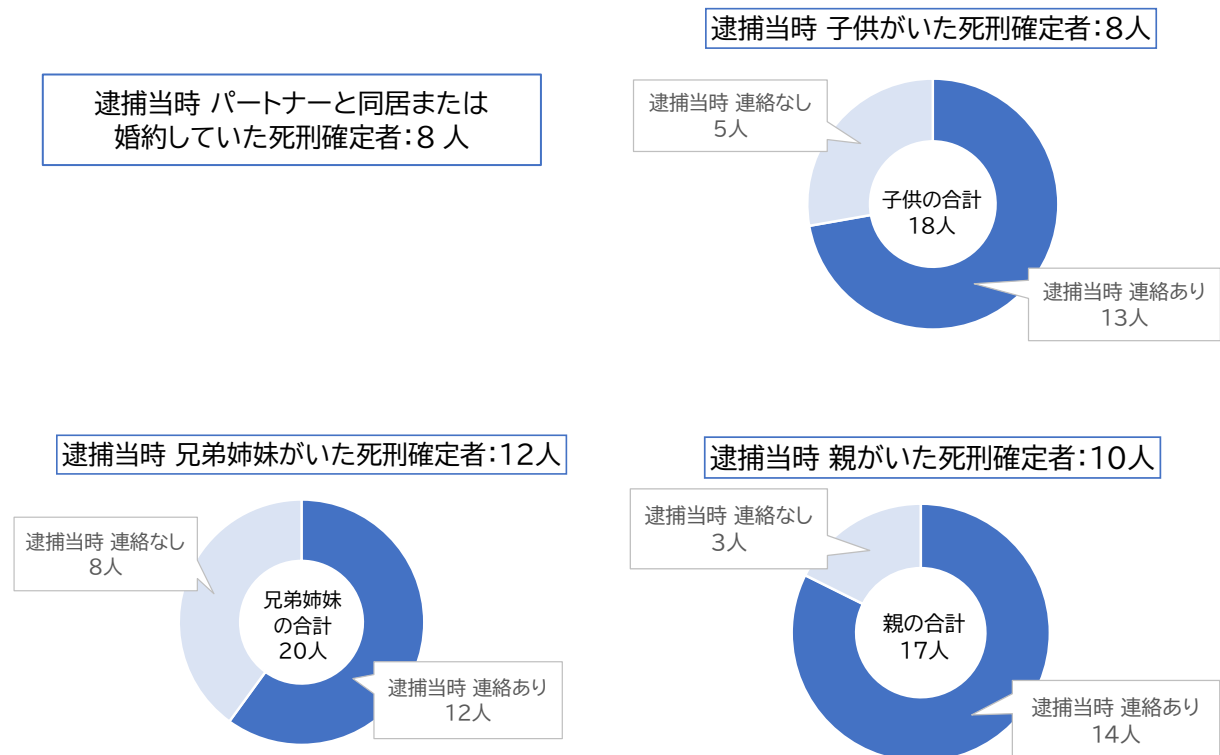
面会がなかった理由は、物理的距離から親族の他界、病気から絶縁など、様々であることが分かる。

外部交通が認められているが、過去1年間に誰とも面会の機会がなかった死刑確定者14人は、逮捕された当時、家族とどのような繋がりがあったのだろうか。言い換えれば、面会相手が全くなかった理由は、逮捕当時から家族との交流が薄い生活を送っていたかもしれない。そうであれば、死刑確定者になった現在の孤立は、収容が原因ではなく、逮捕当時の家族関係が要因であると考えることができる。本調査で逮捕当時の家族とのつながりについて尋ねたところ、逮捕当時の死刑確定者は、決して孤立した存在ではなかったことが確認できた(図1参照)。詳しく分析すると、過去1年間に誰とも面会の機会がなかった死刑確定者14人中、逮捕当時にパートナーと同居または婚約していた者は8人で、子供がいた者は8人であった。さらに、死刑確定者14人に関して、逮捕当時のそれぞれの子供の人数を合計すると18人になるが、そのうち全く連絡をとっていなかった子供が5人となる。さらに過去1年間に誰とも面会の機会がなかった死刑確定者14人に関して、逮捕当時のそれぞれの親を合計すると17人になるが、その親のうち全く連絡をとっていなかった親は3人、同じくそれぞれの兄弟姉妹を合計すると20人になるが、その兄弟姉妹のうち全く連絡をとっていなかったのは8人となる。上記の死刑確定者14人に関する逮捕当時の家族との関係と、全回答者との回答を比較すると、両者同じ程度の家族との交流があったことが分かる<sup>74</sup>。さらに、死刑確定者14人に、家族・親族との面会の回数が判決確定前後で変化したかについて5段階のリッカート尺で尋ねたところ、「かなり増えた」または「少し増えた」を選択した死刑確定者はおらず、「変わらない」が1人、「少し減った」が1人、「かなり減った」が7人だった<sup>75</sup>。よって、逮捕当時から家族・親族との交流がない孤立した生活を送っていたがため、死刑確定者となった現在、外部交通(面会)の機会がない、と結論づけるのは間違っていることがわかる。

<sup>74</sup> 全回答者の逮捕当時の家族との繋がりに関しては、日弁連のアンケート調査の報告書(pp.13-15)を参照。日弁連のホームページから報告書は閲覧できる。[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba\\_info/publication/data/shikei\\_syoguu\\_a2021.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/publication/data/shikei_syoguu_a2021.pdf)

<sup>75</sup> 「覚えていない」と無回答の回答者は削除した数値。また、過去1年間に面会があった死刑確定者(n=42)のうち、「かなり増えた」を選択した回答者が2%、「少し増えた」が7%、「変わらない」が33%、「少し減った」が10%、「かなり減った」が48%であり、同じく家族・親族との繋がりの喪失が表れている(無回答の回答者は削除した割合)。

図 1: 外部交通が認められているが 1 年間面会がなかった死刑確定者 14 人の逮捕当時の家族との繋がり



注: 設問 14 を参照。調査票は、日弁連のホームページから閲覧できる。

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba\\_info/publication/data/shikei\\_syoguu\\_q2021.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/publication/data/shikei_syoguu_q2021.pdf)

本節では、孤立が確認できた少数の死刑確定者14人に焦点を当ててきた。しかし反対に、過去1年間に面会の機会があった死刑確定者が、人との繋がりを育み、維持できる有意義な外部交通ができているかについては疑問が残る。死刑確定者が「最後」に面会した時の面会時間の記憶をもとに、平均面会時間を算出すると、家族・親族との平均面会時間は21分(n=57人)、知人・友人とは20分(n=45人)、弁護士とは37分(n=54人)となっている<sup>76</sup>。よって、弁護士との面談が一番長く許されてされていることがわかる。過去1年間で面会した回数と平均面会時間を利用して、過去1年間の合計面会時間を計算すると、家族・親族が95分<sup>77</sup>、知人・友人が102分<sup>78</sup>、弁護士が170分<sup>79</sup>という結果になる。

さらに、面会は、死刑確定者と面会相手のみで行われるのではなく、施設の職員が立ち会う。本調査では、面会に施設の職員の立ちあいがあったかについて直接尋ねていないが、法律上、立ち会いの規定があるため(例外は、弁護士との面会<sup>80</sup>)、職員の立ち会い、または面会の録音・録画がされて

<sup>76</sup> 新型コロナ・ウイルス感染対策以降、面会時間が15分に固定化し「[お互いの]用件を話すことが不完全となり困っている」という回答があった。

<sup>77</sup> 過去1年間の家族・親族との面会の回数は、平均4.5回。外れ値55回(n=1)および127回(n=1)を除く。

<sup>78</sup> 過去1年間の知人・友人との面会の回数は、平均5.1回。外れ値54回(n=1)を除く。

<sup>79</sup> 過去1年間の弁護士との面会の回数は、平均4.6回。外れ値24回(n=1)および164回(n=1)を除く。

<sup>80</sup> 弁護士との面会に関する看守の立ち会いについては、日弁連のアンケート調査の報告書(pp.16-17)を参照。日弁連のホームページから報告書は閲覧できる。[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba\\_info/publication/data/shikei\\_syoguu\\_a2021.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/publication/data/shikei_syoguu_a2021.pdf)

いと想定される<sup>81</sup>。また、宗教教誨は、約半数の死刑確定者が過去1年間で月1度のペースで教誨を受けているが<sup>82</sup>、宗教教誨を受けた死刑確定者31人のうち多数(24人)が、宗教教誨にも「施設職員が毎回立ち会った」と回答している<sup>83</sup>。さらに、面会相手との外部交通は、パーティションで区切られた空間で行われる<sup>84</sup>。死刑確定者の1人は、この区切られた空間について、「面会時間が短いですし、アクリル板が邪魔ですね。人間的交流が出来にくい環境にあります。ハグもできないし、手を握ることも、『指切りげんまん』による約束もできないですよ。とにかく、繋がりが断たれますね」と述べている。よって、死刑確定者の面会による外部交通の実態は、決して長いとは言えず、職員の立ち会いのもと、面会相手と区切られた空間で行われることが本調査から確認でき、制限が非常に厳しい環境のもと、死刑確定者達は外部の人との繋がりを維持しなければならないことが分かる。

このような制限された外部交通でも、死刑確定者にとっては貴重な接触であることが、自由記述の回答から窺える。拘置所の生活で「満足していること」の具体例として、「親族・友人・知人からの来信があったとき。滅多にないが、親族・友人・知人との面会があったとき」や「教誨の牧師様との月一回のお喋りでは、そのお人柄のユーモラスさで、心癒されています。宗教の勉強は勿論、世界情勢についても激論して、楽しんでます」との回答があった<sup>85</sup>。しかし、死刑確定者に与えられている外部交通に対して、前向きに捉えている回答者も存在するが、厳しく制限されている外部交通に対して、人との繋がりの喪失から生まれる孤独、退屈、ストレスを表現する自由記入も多く存在した。

*外部交通が認められない。単独処遇で人と接することがない。*

*完全個別(単独)の処遇で人と接せなくされている。死刑確定者で社会からカクリされ、交通を制限されている。*

*独居が長く、人との交通が少なく・・・他の死刑囚とでも交流で[き]る場があるとストレスが半減[する]と思う。*

*一方的に「心情安定をはかる信書とは認められない」と決めつけられて、結局、何が何でも精神的孤立をさせようとして、外部交通を極度に禁止している扱いが最も気になります。*

死刑確定者の孤立は、単独室処遇に加えて、外部交通の制限によって作り出されている。収容という外部から閉ざされた環境が、人との繋がりを育み保つには不適切であるのは間違いない。しかし、死刑確定者が拘置所で経験する繋がりの喪失は、施設での処遇とは関係ない要因—逮捕時または逮捕後の人間関係の問題—によって失われたものというより、施設の規則とその運用による孤立が大きく影響していると解釈できる。少なくとも、死刑確定者の視点からは、自らの繋がりの喪失を施設の処遇と離して理解するのは難しいであろう。このように孤独な環境で生活する死刑確定者にとって、差し入れを受け取ったり、給食をとったり、読書などをする時間がますます重要性を増すのは明白であり、次節では死刑確定者に与えられているモノやサービスについて検討する。

<sup>81</sup> 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の第 121 条。

<sup>82</sup> 死刑確定者の 48%が、宗教教誨を過去1年間に希望して受けている。51%は希望しなかったと回答し、1人が「希望したが受けられなかった」と回答した。「その他」・「覚えていない」と回答したものを除いた割合。宗教は、主にキリスト教と仏教だった。

<sup>83</sup> 1人が「施設職員が時々立ち会った」、6人は「施設職員は一切立ち会わなかった」と回答した。

<sup>84</sup> 面会室に備えられているパーティションの例として、府中刑務所の面会室の写真が CrimeInfo の「フォトギャラリー」から閲覧できる。面会室の写真には、面会に立ち会う職員様の椅子(写真右下)も写っている。<https://www.crimeinfo.jp/gallery/>

<sup>85</sup> 外部との接触ではないが、人との繋がりという意味で、職員との関係を述べる回答者もいた。回答者の一人は、「幹部職員ではない、私たち被収容者と日々接する現場の職員は(なかには、変な人もいるものの)、基本的には誠実に日々接してくれていることは、ありがたいことであり、感謝しています」と述べている。



## モノとサービスの喪失

施設の医療に対する満足度・信頼度を5段階のリッカート尺度で尋ねた。死刑確定者の回答は、「とても満足している・とても信頼している」と「満足している・信頼している」の合計が25%で、「どちらとも言えない」が44%、「不満だ・信頼できない」と「とても不満だ・全く信頼できない」の合計が31%だった<sup>86</sup>。施設の医療に対する死刑確定者の満足度・信頼度と死刑確定者の健康状態<sup>87</sup>について相関分析すると、体調が悪いと回答した死刑確定者ほど施設の医療に対する満足度・信頼度が低く、逆に体調が良いと回答した死刑確定者ほど施設の医療に対する満足度・信頼度が高くなっている( $r(61) = .32, p = .001$ )。また、健康状態が悪いと回答した死刑確定者<sup>88</sup>( $n=37$ )の中で、医師の診察(定期的健康診断を除く)を受けた者( $n=28$ )<sup>89</sup>でも、施設の医療に対する満足度・信頼度は高くなく、その約半数( $n=13$ )が施設の医療に対して「不満だ・信頼できない」あるいは「とても不満だ・全く信頼できない」と回答している。

自由記入の回答の中には、「医務の対応が良く感謝している」や「足腰が悪いのに、職員がよく面倒を見てくれる」と施設の対応をプラスに評価する声もあった。しかし、医療に関する回答のほとんどは、歯科や持病に関するものが多く、いずれも診察を受けたことに関するものではなく、診察や治療を受けられないことに対する悩みが綴られている。具体的には「歯の自己治療がない」、「入れ歯をしてもらえず非常に困っている」、「専門医の診察を受けられない事」、「適切な治療を受けられないので、糖尿病と便秘が悪化する一方です」などの記述がされていた。専門医の診察を受けることができるまでに要する時間など、医療サービスを受けるまでの障壁は、被収容者でない我々も経験するものである。しかし、死刑確定者の医療へのアクセスは、まず施設の許可なしでは実現できない。言い換えれば、死刑確定者の身体(からだ)を管理しているのは、施設ともいえるのである。

冷暖房の有無に関する設問では、死刑確定者の50%は、自分の生活する居室内に冷暖房両方の設備、あるいは冷房と暖房のいずれかの設備が備えられているとの回答が得られた<sup>90</sup>。残りの50%に関しては、居室前の通路に備えられている冷暖房の存在が確認できた<sup>91</sup>。冷暖房の設備が居室前の通路に備えられているのは、施設の構造やコストなどに起因する可能性がある。しかし、「冬が寒い(暖房機能があるのに使わ[れてい]ない)」や「職員のみ暖房(デンキストーブ)を使って[い]て不満」という回答が存在する背景には、冷暖房の設備が室内にないことによつて、冷暖房は「収容する側」が利用するものであり、死刑確定者は二次的にその設備の恩恵を経験できるというヒエラルキーを、死刑確定者にさりげなく、しかし確実に感じさせているともいえよう。また、居室内に冷暖房設備がないことは、死刑確定者が自分の単独室の温度を管理することができない(するべきでない)という施設側の意思表示として受け止めているのではないかと考えられる。

上記では、死刑確定者が、生きることに最低限必要なモノとサービス(医療・食べ物・運動場所の提供、寝所の確保)について言及した。サイクスは、受刑者に対するモノとサービスの提供について、1日あたり摂取すべきカロリーや1人あたりの運動スペースなどの観点から構成される生活水準に基

<sup>86</sup> 「わからない」を選択した回答者を除いた割合。

<sup>87</sup> 死刑確定者の健康状態は、過去1年の健康状態を5段階のリッカート尺度を利用して尋ねた。選択肢は「大変良い」、「良い」、「特に悪いところはない」、「悪い」、「大変悪い」の5つである。分析では、「わからない」を選択した回答者は除いている。

<sup>88</sup> 健康状態の悪い死刑確定者とは、健康状態を問う設問で「悪い」あるいは「大変悪い」と回答した37名である。

<sup>89</sup> 健康状態の悪い死刑確定者( $n=37$ )のうち、医師の診察(定期的健康診断を除く)を希望して診察を受けたと回答した者が28人で、受けなかったと回答した者が7人で、診療を受ける希望をしたが受けられなかったと回答した者が2人である。

<sup>90</sup> 「無回答」と「覚えていない」を選択した回答者を除いた割合である。

<sup>91</sup> 「居室内にはないが、居室前の通路に冷房と暖房があった」、「居室内にはないが、居室前の通路に冷房のみあった」、「居室内にはないが、居室前の通路に暖房のみあった」のいずれかを選択した回答者の合計割合。

づいて受刑者の「苦痛」を議論することは的外れであると述べ、生活必需品以外のモノやサービスにアクセスできるかどうかによって、受刑者は自らの生活水準を実感するのであると主張している<sup>92</sup>。本調査には、死刑確定者が自由に記述できる問をいくつか設けていたが<sup>93</sup>、自由記述の内容は、外部交通に関する記述に加え、モノやサービスに関する記述が目立った。我々にとって、好みの食べ物を口にしたり、趣味(読書・絵画・映画鑑賞等)を堪能できることは、毎日の生活に喜びと刺激を与えてくれるものである。よって、外部交通が制限され、かつ1日のほとんどを単独室で過ごす死刑確定者にとって、これらを少しでも体験できる機会は貴重で、逆に体験できないことは、その喪失感が大きなものとなろう。自由記述の中でも、食べ物に関する苦痛が多く寄せられている。その一部が下記であるが、内容はサイクスが述べた通り食べることは単なるカロリー摂取以上のものであることが痛感される。

2年前頃から菓子類や調味料類の購買品がかなり減らされ、[死刑]確定者用の菓子類もなくなった。

給食の味がまずい。

給食の調理が民間になって、食材と献立が年中固定化し、季節感のある給[食]がなくなり、食欲が低下、食べることへの楽しみがなくなった。

死刑確定者は、「現在の生活で、満足していることはありますか」という設問に対して、「回覧新聞を読む時間(約3時間でも可)」、「月曜日(毎週)のDVD観賞」、「読みたい本を購入して読める。文章や絵を自由に書(描)くことができる」などが記入されており、単独室でどのように死刑確定者が過ごしているのかが窺える内容が記述されている。同時に、不満の声も数多く挙げられた。「10年くらい前よりテレビ観賞がなくなったので、楽しみがないので、前のようにテレビの観賞に戻してもらいたいと願っています」、「テレビが見られなく、DVDも[観]れる回数が少ない事」、「新規DVD導入は(いい加減で)2年経っても新規導入はないため、昔のDVDを何度も再視聴せざるを得ない」、「ラジヲを自由に聴けないこと」などである。また、外国籍だと推測される死刑確定者から、「母国の文字の本の購入は出来なかった」という声もあがった。

回答者から繰り返し指摘があったのは、色鉛筆の使用についてである<sup>94</sup>。死刑確定者に認められていた色鉛筆の使用が、法務大臣訓令が変更され、2021年2月から禁止になった<sup>95</sup>。この訓令に反対し、色鉛筆の使用を求めて東京地裁に行政訴訟を提起した、いわゆる色鉛筆訴訟では、死刑確定者に与えられるべきモノと禁止が許されるモノの境目が焦点になっている。「色鉛筆が使えないのなら、他の筆記用具を利用すれば良い」や「ラジヲを聴いたり、DVD鑑賞ができるだけでも良い」と感じる人がいるかもしれない。しかし、下記でも言及するが「選択する」という行為は、自主性の基本であり、逆に「選択できない」ということは、自由が許されない環境に置かれていることの想起につながるのである。さらに、与えられるモノとサービスの喪失を日々感じて過ごしている死刑確定者にとって、その限られたモノとサービスがさらに制限されるということは、たとえその制限が被収容者でない

<sup>92</sup> Gresham Sykes (1958/2007) *The Society of Captives: A Study of a Maximum Security Prison*, Princeton University Press, p68.

<sup>93</sup> 問 41-46。本調査の調査票は、下記の日弁連ホームページから閲覧できる。[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jf\\_ba\\_info/publication/data/shikei\\_syoguu\\_q2021.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jf_ba_info/publication/data/shikei_syoguu_q2021.pdf)

<sup>94</sup> 回答者の1人は、色鉛筆の禁止を次のように述べている。「鉛筆削り自殺のせいで鉛筆削りは担当保管になった…色鉛筆の使用禁止が全国で。代わりに色シャーペン。高いし絵を塗れない。」

<sup>95</sup> 塔野岡 剛『「贖罪の絵」描く色鉛筆使わせて 死刑囚の訴え』2021年11月3日・The Sankei News: <https://www.sankei.com/article/20211103-PTNVWIXRMNLT32ECF7BZXWVQ/>

我々にとっては些細なものであっても、大きな喪失感として体感されるのは当然ともいえよう。

## 自主性の喪失

多くの規則と命令によって、自らの行動および態度が細部までコントロールされる苦痛をサイクスは「自主性の喪失」と呼んだ<sup>96</sup>。本調査でも、「本来、許可してもなんら問題のないようなことでも制限[される]」また「すぐ懲罰する」という自由記述から、死刑確定者にとって、取るに足らない規則による制限であっても、被収容者としてそれら規則や命令に従わなければならないことに対する苦痛が表現されている<sup>97</sup>。さらにサイクスは、死刑確定者の自主性の喪失には、規則による被収容者の徹底的管理以外にも、刑事施設側の「説明の差し控え」が自主性の喪失につながる重要な要素であると論じている。例として、施設側が受刑者に対して「郵便物の受け取りが遅れる」との情報を提供しても、「なぜ」遅れるのかを説明しないことを挙げている<sup>98</sup>。そしてサイクスは、この説明の差し控えが、刑事施設の意図的な運用であり、そのような措置をとることが施設側にとってどのような利点があるのかを、以下のように説明している<sup>99</sup>。

*[刑事施設の]計算された施策として、説明の差し控えがある。説明を提供するという事は、支配されている者の側に知る権利があることを意味する。これは、説明が満足いくものでなければ、規則や秩序が変更されるべきことを示唆する。しかしこれは、受刑者と刑務所職員の理論上の力関係と真っ向から矛盾する・・・刑務所職員が、刑事施設の様々な運用について受刑者に説明することを職員が拒否することは、上記のような耐え難い状況[規則や秩序の変更]を回避するための試みの一つと分析することができる。*

本調査でも、サイクスが言及した説明の差し控えに対する不満を訴える死刑確定者が多数存在した。下記に示した彼らの訴えは、選択する自由を剥奪する無数の規則や命令に対する不満ではなく、存在を知らされていない規則による制限や、施設側の判断に至った理由が伝えられないことに対する苦痛である。

*戸外運動も(年間通して)実施されるべき日に、実施されていない。制限する場合、訊いても制限理由を教示しない。*

*不許可や制限の際きちんと理由を十分説明すべき。差入不許可の求引取の時、そのこと収容者へ告知すべき。*

*他の拘置所で許可していてもここでは不許可にすることも多い。*

*毎年幹部が替るたび制度がふれたり、施設ごとに差がある。全国一定一律すべき。*

*私が知る事が出来ない事を知らされず、不遇なまま処遇を受けている事が、明らかに多い。死刑反対の団体が差し入れる書類などで、他の死刑確定者の「文書」などをみると、「DVDのリス*

<sup>96</sup> Gresham Sykes (1958/2007) *The Society of Captives: A Study of a Maximum Security Prison*, Princeton University Press, p.73.

<sup>97</sup> 同上。

<sup>98</sup> 同上, p.74.

<sup>99</sup> 同上, p.75.

トがあり、選んで見ることができる」とある。しかし、私には、そんなリストない……わざと、教えず、知らせず、「こんなものだ、これが普通なんだ」と思わせようとしている。

最後の例によると、集団処遇の被収容者と異なり、死刑確定者は単独室処遇による「自由の喪失<sup>100</sup>」に加えて、他の被収容者と情報交換することができないという状況が更なる苦痛を生み出していることが分かる。また、この死刑確定者が自分と同じ立場に置かれている者の処遇について、外部の団体が収集した資料によって、死刑確定者の処遇に関する情報を入手したということは興味深い。このようにしてたまに得られる「情報のパズル」は、全体像が見えない不安と共に生活することを死刑確定者に強要することにつながる。さらに、本調査では、時計の利用が制限されていることを訴える死刑確定者が数名存在したことが確認された（「時間が分からない、時計をおいてほしい」、「貸与品（時計）等不許可となった」）。時間という情報を制限されるのは、生活の流れを管理しているのは施設側であり、死刑確定者は時間管理をする必要がない（またはするべきでない）という施設側の意志の現れであると、回答者は捉えているのではないだろうか。時間という情報が利用できないという苦痛は、自らの行動が細部まで規則や命令に支配される苦痛とは質的に異なるが、両者とも自主性の喪失に繋がっている。

死刑確定者への情報提供を制限する一方、施設側は死刑確定者に関する情報収集を怠らない。死刑確定者の中には24時間、天井にカメラがついた単独室に収容されている者がいる。カメラ付きの単独室に14年以上収容されている死刑確定者が、このような運用がプライバシー権の侵害だとして、国に損害賠償を求める訴訟を起こした報道によって、一般に知られるようになった<sup>101</sup>。死角のない単独室のため、着替えや排泄も監視されていることになる。「監視カメラはストレスです」、「24時間カメラで録画する部屋にいる。人権がない」、「テレビカメラもそれを監視している[人がストレス]」と本調査で訴える死刑確定者（女性を含む）の声は、プライバシーを確保できる空間の完全欠如が明らかだ。

最後に、本調査において死刑確定者は、「番号を付けられ、[番号を]言われ、[番号で]呼ばれる。個人名を使えない」、また「施設の独善基準で、男用・女用と分け、衣類を制限される」といった処遇に対する苦痛が表現されていた<sup>102</sup>。これはまさに、社会学者アーヴィン・ゴフマンが『アサイラム：施設被収容者の日常世界』で、収容者が経験する「自己の無力化」の例として、解釈することができる<sup>103</sup>。自分の名前や自分で選んだ洋服等から構成される収容前の自己像は、死刑確定者としては無意味・不必要であるということが、回答者の意識に記録され、更なる自主性の喪失につながっているのではないか。

<sup>100</sup> 「自由の喪失」については、本論文の8～11ページ参照。

<sup>101</sup> 「カメラ監視、違法」死刑囚が国を提訴へ」The Sankei News 2022年8月29日 <https://www.sankei.com/article/20220829-PWTNQJ3WWZLE3CYZHJBX23OLEU/>

<sup>102</sup> 回答者の中には、「職員も名札や番号札をつけるべき」という記述もあった。

<sup>103</sup> Erving Goffman, (1961) *Asylums: Essays on the Social Situation of Mental Patients and Other Inmates*, Penguin. 本書の翻訳として、石黒 毅 訳『アサイラム』[ゴッフマンの社会学 3] (誠信書房、1984)があるが、本論文では、原著を参照している。以下同じ。

## 安全性の喪失

サイクスは、受刑者が経験する苦痛の1つとして、安全性の喪失をあげ、「刑務所で最悪なことは、他の受刑者と共に生活しなければならないことである」と述べている<sup>104</sup>。これは、他の被収容者からの暴力やいじめなどを意味していることから、単独室で処遇を受け他の被収容者と接触がない生活を送っている死刑確定者は、サイクスの論じた意味における安全性の喪失を経験していないと想定できる。実際、本調査の自由記述の設問で、他の被収容者の存在によって自らの安全性を恐れる記述をした死刑確定者は存在しなかった。日本の死刑確定者にとっての一番の安全性の喪失は、自分が収容されている施設がいずれ自分の命を奪う、そして現在はそのために生かされているということではないだろうか。

死刑確定者は単独室処遇のため、新型コロナウイルスに感染する可能性は集団処遇の被収容者に比べて低いが、本調査によると死刑確定者は新型コロナウイルスについて「拘置所から感染対策の説明を受けた」とする回答者が多数(74%)だった<sup>105</sup>。拘置所における新型コロナウイルスの感染が確認されているが<sup>106</sup>、死刑確定者の感染および死亡に関しては、公開されている情報では確認されていない。さらに、新型コロナウイルスへの感染対策だけでなく、拘置所は自殺予防のための対策に関して細心の注意を払っていることが(または、自殺予コロナウイルスであると死刑確定者が解釈している処遇が)、本調査から浮かび上がる。

*死刑囚の自殺に伴い、何もかも禁止され、ストレスの温床になっている。*

*鉛筆削り[を利用した]自殺のせいで鉛筆削りは担当保管になった。*

*ヒゲそりでのカミソリ使用が電気カミソリのみ使用となって、すっきりしない。自殺防止のためか、それに対する物が過剰と思えるくらい徹底的に持つことを禁止している。*

*この施設は毎年突発事故が発生するたびに、幹部たちはすぐさま「自己保身」に走ります。例えば、2015年11月中旬まで「縄跳び」での運動も許してもらってありますが、下旬だったと思いますが別の屋上運動場で1人の被収容者がその縄を使って自殺を図ったところを警備担当の職員に見つかり、それから数日後の12月1日から縄跳びの使用は認められなくなりました。*

国内法によれば、死刑は国が行う「正当な」殺人であるが、刑事施設は被収容者のそれ以外の死は防ぐべきであり、起きた死に関しては、刑事施設長が検死を行い、変死または変死の疑いがある場合は検察官と警察官に通報する規定になっている<sup>107</sup>。よって、死刑確定者は、施設が「無事」に死刑を執行できるために、それまでは死刑確定者の「安全性」が確保されている(生かされている)のである。このような処遇は、死刑確定者にどう映っているのか。回答者の1人は、下記のように述べている。

<sup>104</sup> Gresham Sykes (1958/2007) *The Society of Captives: A Study of a Maximum Security Prison*, Princeton University Press, p.77.

<sup>105</sup> 「説明はなかった」を選択したのが16%、「覚えていない」を選択したのが9%。「無回答」を除いた割合である。

<sup>106</sup> 詳しくは、CrimeInfoの「COVID-19と刑事拘禁」を参照 <https://www.crimeinfo.jp/data/covid-19/>。

<sup>107</sup> 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の第93条。

現在の拘置所での生活が続けるのであれば早急に殺害されたいという気持ちになり、3名の [XX]大臣へ早く殺害するように書面を送付していますが、1年8カ月過ぎても殺されないので「もう早く殺してくれ」と思います。

上記の死刑確定者のほか、「しゅうしん[終身]刑にしてください」と記述した回答者がいたが、それ以外の回答では死刑執行について触れる回答者はいなかった。死刑執行に関して直接問う設問はなかったが、いつ執行されるかわからない中執行を待つ苦痛について述べる記述は自由記述欄でも確認できなかった。拘置所での生活の末にある死刑執行は、elephant in the room (部屋にいる象)—誰もが認識しているが、話したくない重要な事実—として、本調査に回答した死刑確定者に共通していることなのかもしれない。

## 結論

本論文は、日弁連が死刑確定者に対して行ったアンケート調査のデータを分析した。グレシャム・サイクスの「拘禁の苦痛」に関する枠組みを適用して、死刑確定者の「生きられた経験 (lived experience)」を彼らの視点から分析した。苦痛に関するサイクスの分析枠組みは、法律の規定および法務省や拘置所が公開している情報から浮かび上がる死刑制度ではなく、死刑確定者の視点から死刑制度を理解するのに役立った。しかし、「拘禁の苦痛」が論じられているサイクスの著書『The Society of Captives: A Study of a Maximum Security Prison』で彼が論じているのは「拘禁の苦痛」についてだけではない。サイクスは、受刑者の苦痛を捉える一方、彼らの「エイジェンシー」についても同著で論じている。米国ニュージャージー州最高警備刑務所の受刑者は、全体主義体制のもと一方的に苦痛を与えられる受け身の「被害者」ではなく、拘禁されながらも日々の生活を看守と交渉し、エイジェンシーを保っているとサイクスは分析した<sup>108</sup>。言い換えれば、過酷な環境で拘禁の苦痛を経験しながらも、受刑者は自己を失わずに力強く生活しているという主張である。

サイクスが、現場調査を経てたどり着いたこの結論は、アーヴィング・ゴフマンが『アサイラム: 施設被収容者の日常世界』で描いた「全制的施設」で生活する収容者の姿に通じるものがある<sup>109</sup>。全制的施設とは、精神病院・刑務所・修道院などの外の世界から遮断された空間で、多くの人々が閉鎖的および形式的に管理・監視された生活を送る施設を指す。しかし、このような環境の中で生活する被収容者達は、施設側の圧制をそのまま耐えて生活している訳ではないとゴフマンは論じている。被収容者はさまざまな方法を使って(例えば、秘密の場所の確保)、「施設側からの要求」と「自己」に距離をおき、裏面生活を形成することによって施設側の圧政に対処していると主張した。このプロセスをゴフマンは「二次的適応」と呼んでいる。

本論文で浮かびあがった死刑確定者の姿は、サイクスが最高警備刑務所で、またゴフマンが全制的施設で発見した制度に統制され尽くされない被収容者像とはほど遠い。もちろん、二次的適応を果たしている死刑確定者(例えば、監視を逃れてプライバシーを何らかの形で確保している)がいるとしても、そのことを本調査への回答で披露する必要性も可能性も低い。また、些細ではあっても二次的適応をしている痕跡が本調査の回答の何処かに存在していたとしても、筆者がそれを見つけることはできなかった。本調査から浮かび上がる死刑確定者像は、施設側の閉鎖的管理下で孤立しかつ様々な苦痛に耐えながら受動的に生かされている被収容者である。もちろん死刑確定者全員が、拘置所での処遇に無言で耐えているというわけではない。本論文で言及したように、死刑確定者の中には拘置所の処遇に関して訴訟を起こしている者もいる。しかし訴訟を起こしているのは死刑確定者のごく少数である。また、このような行動は、死刑確定者が「施設内」で二次的適応を果たしているのではなく、二次的適応ができないがため「外部」の支援によって情報を入手したり訴訟を起こしたりしていると解釈すべではないか。

古川禎久元法務大臣は、死刑確定者の処遇に関する記者の質問に対し、「心情の安定<sup>110</sup>」への配慮が重要であると述べている<sup>111</sup>。

<sup>108</sup> Gresham Sykes (1958/2007) *The Society of Captives: A Study of a Maximum Security Prison*, Princeton University Press, pp33-34.

<sup>109</sup> Erving Goffman, (1961) *Asylums: Essays on the Social Situation of Mental Patients and Other Inmates*, Penguin.

<sup>110</sup> 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の第 32 条に「死刑確定者の処遇に当たっては、その者が心情の安定を得られるようにすることに留意するものとする」と規定されている。

<sup>111</sup> CrimeInfo 「令和 4 年 7 月 26 日(火)法務大臣臨時記者会見の概要 <https://www.crimeinfo.jp/data/houmukaiken/f>

死刑確定者が毎日どのような生活を送っているかという点については、個々の死刑確定者の心情の安定を害さないように配慮することが必要だと考えています。情報提供の内容やその方法については、慎重に検討していく必要があると考えます。

「心情の安定」が、死刑確定者の権利を制限することに利用されているのではなく、本当に死刑確定者処遇の原則として機能しているのであれば、施設側は死刑確定者の孤立と喪失がもたらす無力化が「心情の安定」であると理解していると解釈せざるをえない。また、法務省が死刑確定者の処遇に関する情報について「慎重に検討」しているということは、言い換えれば、情報は提供されていないということである。処遇に関する情報の差し控えは、自主性の喪失による死刑確定者の管理として機能しているだけでなく、外の世界に住む我々も同じく情報差し控えの対象になっているのである。よって本調査は、その制限された情報を一般社会および死刑確定者に提供するために重要な役割を果たしている。